

災害救助法施行細則の一部改正について

1 改正の概要

災害救助法（以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（以下「令」という。）及び災害救助法施行規則に定めるもののほか、本県において災害救助法施行細則（以下「細則」という。）を定めている。

なお、令第3条及び5条の規定により、内閣総理大臣が定める基準に従い、細則において救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を定めているところであるが、令和4年3月31日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」（以下「実費弁償の基準」という。）の一部が改正（令和4年4月1日適用）されたことから、細則の該当部分について、改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 法第4条に規定する救助の種類ごとの基準額の改正（細則 **別表第一**）

① 建設型応急仮設住宅の供与

5,714,000円/戸 → 6,285,000円/戸（+571,000円）

② 炊き出しその他による食品の給与

1,160円/日・人 → 1,180円/日・人（+20円）

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（1人世帯の場合）

全壊（夏季）18,800円/世帯 → 18,700円/世帯（-100円）

全壊（冬季）31,200円/世帯 → 31,000円/世帯（-200円）

半壊（夏季）6,100円/世帯 → 6,100円/世帯（±0円）

半壊（冬季）10,000円/世帯 → 9,900円/世帯（-100円）

（2人世帯の場合）

全壊（夏季）24,200円/世帯 → 24,000円/世帯（-200円）

全壊（冬季）40,400円/世帯 → 40,100円/世帯（-300円）

半壊（夏季）8,300円/世帯 → 8,200円/世帯（-100円）

半壊（冬季）13,000円/世帯 → 12,900円/世帯（-100円）

（3人世帯の場合）

全壊（夏季）35,800円/世帯 → 35,600円/世帯（-200円）

全壊（冬季）56,200円/世帯 → 55,800円/世帯（-400円）

半壊（夏季）12,400円/世帯 → 12,300円/世帯（-100円）

半壊（冬季）18,400円/世帯 → 18,300円/世帯（-100円）

（4人世帯の場合）

全壊（夏季）42,800円/世帯 → 42,500円/世帯（-300円）

全壊（冬季）65,700円/世帯 → 65,300円/世帯（-400円）

半壊（夏季）15,100円/世帯 → 15,000円/世帯（-100円）

半壊（冬季）21,900円/世帯 → 21,800円/世帯（-100円）

（5人世帯の場合）

全壊（夏季）	54,200 円／世帯	→	53,900 円／世帯	（－300 円）
全壊（冬季）	82,700 円／世帯	→	82,200 円／世帯	（－500 円）
半壊（夏季）	19,000 円／世帯	→	18,900 円／世帯	（－100 円）
半壊（冬季）	27,600 円／世帯	→	27,400 円／世帯	（－200 円）
（世帯員数が 6 人以上の場合 1 人当たり加算額）				
全壊（夏季）	7,900 円／世帯	→	7,800 円／世帯	（－100 円）
全壊（冬季）	11,400 円／世帯	→	11,300 円／世帯	（－100 円）
半壊（夏季）	2,600 円／世帯	→	2,600 円／世帯	（± 0 円）
半壊（冬季）	3,600 円／世帯	→	3,600 円／世帯	（± 0 円）

④ 住宅の応急修理

大規模半壊・中規模半壊・半壊

595,000 円／世帯 → 655,000 円／世帯（+60,000 円）

準半壊

300,000 円／世帯 → 318,000 円／世帯（+18,000 円）

⑤ 学用品の給与

小学校児童 4,500 円／人 → 4,700 円／人（+200 円）

中学校生徒 4,800 円／人 → 5,000 円／人（+200 円）

高等学校等生徒 5,200 円／人 → 5,500 円／人（+300 円）

⑥ 埋葬

大人 215,200 円／人 → 213,800 円／人（－1,400 円）

小人 172,000 円／人 → 170,900 円／人（－1,100 円）

⑦ 障害物の除去

137,900 円／世帯 → 138,300 円／世帯（+400 円）

（2）法第 7 条第 5 項に規定する救助に従事させる場合の実費弁償額の改正

（細則 **別表第二**）

法第 7 条第 5 項に規定する実費弁償額については、令第 5 条により内閣総理大臣が定める基準に従いあらかじめ都道府県知事が定めることとされており、実費弁償の基準第 14 条により「救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。」とされていることから、本県では、常勤職員の給与の支給状況や公共工事設計労務単価等を考慮し、医師、薬剤師、保健師、土木技術者等の日当額を定めている。

① 医療、土木建築工事又は輸送関係者の実費弁償

イ 医師及び歯科医師

1 人 1 日 24,200 円以内 → 24,700 円以内（+ 500 円）

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

1 人 1 日 14,100 円以内 → 14,300 円以内（+ 200 円）

ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師

1 人 1 日 14,800 円以内 → 14,100 円以内（－ 700 円）

ニ 救急救命士

1 人 1 日 13,700 円以内 → 13,300 円以内（－ 400 円）

ホ	土木技術者及び建築技術者	1人1日	14,200円以内	→	13,900円以内	(- 300円)
へ	大工	1人1日	24,500円以内	→	24,800円以内	(+ 300円)
ト	左官	1人1日	26,100円以内	→	26,900円以内	(+ 800円)
チ	とび職	1人1日	26,400円以内	→	27,300円以内	(+ 900円)

※ 上記基準額の算出に当たっては、従来どおり、下記の方法による。

- イ 医師及び歯科医師
- ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
- ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師
- ホ 土木技術者及び建築技術者

⇒ 令和4年度の県の該当職種の平均給与月額をもとに算出。

ニ 救急救命士

⇒ 県に該当職種がないため、令和4年度の千葉市の該当職種の平均給与月額をもとに算出。

- へ 大工
- ト 左官
- チ とび職

⇒ 県に該当職種がないため、国土交通省の公共工事設計労務単価をもとに算出。

3 施行について

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一（3の三及び9の三を除く。（※））及び別表第二（（一）の1のハからホまでを除く。（※））の規定は令和4年4月1日から適用する。 ※金額が下がっているもの。